

地方自治法施行規則の一部を改正する省令について

令和 3 年 3 月
自治財政局 交付税課

1 概要

- 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）により、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されることに伴い、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）について所要の改正を行う。

2 改正内容

- 地方自治法施行規則の附則において、別記中「歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」の歳入の表について、令和 6 年度までの間に限り、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の区分を設けるための読み替え規定を創設する。（款・地方特例交付金中の項目に規定。）

※ なお、現行の地方自治法施行規則附則第 4 条において、平成 31 年度に限り、「歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」の歳入の表中、款・地方特例交付金中の項目に子ども・子育て支援臨時交付金を規定するための読み替え規定を置いている。当該交付金は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 15 条の規定に基づき、平成 31 年度に限り、国から都道府県及び市町村に対して交付されるものであり、今後、当該交付金が地方団体に交付される事態は生じ得ず、地方団体の歳入予算項目に当該交付金を規定する必要がないことから、読み替え規定を削除することとする。

3 公布・施行

- 公布日：令和 3 年 3 月 19 日
- 施行日：令和 3 年 4 月 1 日

※ 改正法のうち、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する規定の施行日。